

令和元年 10 月

保護者 様

黒部市こども支援課
各保育所長、こども園長

インフルエンザ感染における意見書の取扱い（変更）について

平素より、子ども達の健康管理にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

保育所・こども園は、毎日小さな子ども達が長時間集団で生活をする児童福祉施設です。抵抗力が弱く、身体も未熟な子ども達の健康を維持し、安心して生活できることは何より大切です。

このことから、黒部市では感染症の拡大防止と一人一人の子ども達の健康を守るために、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」を参考にし、病気から回復し登園する際には、医師の意見書の提出をお願いしております。

これまでインフルエンザにかかった場合、同様の意見書を提出していただいていたのですが、今後は医師の意見書は必要なく、別紙の治癒報告書（保護者記入）を提出してください。

記

お子さんがインフルエンザ様症状にかかった場合は、

- 1 病院を受診し、医師の診断・検査を受ける
↓
- 2 保育所・こども園に連絡し、裏面の治癒報告書を受け取る
(もしくはホームページからダウンロード)
↓
- 3 自宅療養（発症後 5 日経過し、かつ解熱後 3 日経過するまで）
↓
- 4 治癒報告書を提出する（医師の証明は不要です）

※ご不明な点は、各保育所・こども園までご連絡ください。